

議第141号 呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

呉市総合スポーツセンターの敷地を産業団地として売却するため、当該施設を廃止するものです。

2 改正の経緯

呉市総合スポーツセンターは、平成元年に整備された民間の厚生施設を平成17年に呉市が取得し、これまで、本市の拠点スポーツ施設としての役割を担ってきましたが、施設全体が老朽化しており、アクセス面でも課題がありました。

一方で、当該敷地の立地的特性を考慮すると、事業用地を求める企業からの需要に応えられることから、当該施設の土地及び建物を売却可能な普通財産とするため、公の施設としての用途を廃止するものです。

3 呉市総合スポーツセンターの概要

所在地 呉市郷原町字ワラヒノ山地内

施設規模等 敷地面積：239,885平方メートル

主要施設

- ・陸上競技場【日本陸上競技連盟第3種公認】
- ・多目的グラウンド【166メートル×136メートル】
- ・野球場【両翼98メートル，中堅122メートル】
- ・テニスコート【全天候10面，壁打ちコート】
- ・弓道場【近的：6射場，遠的：3射場】

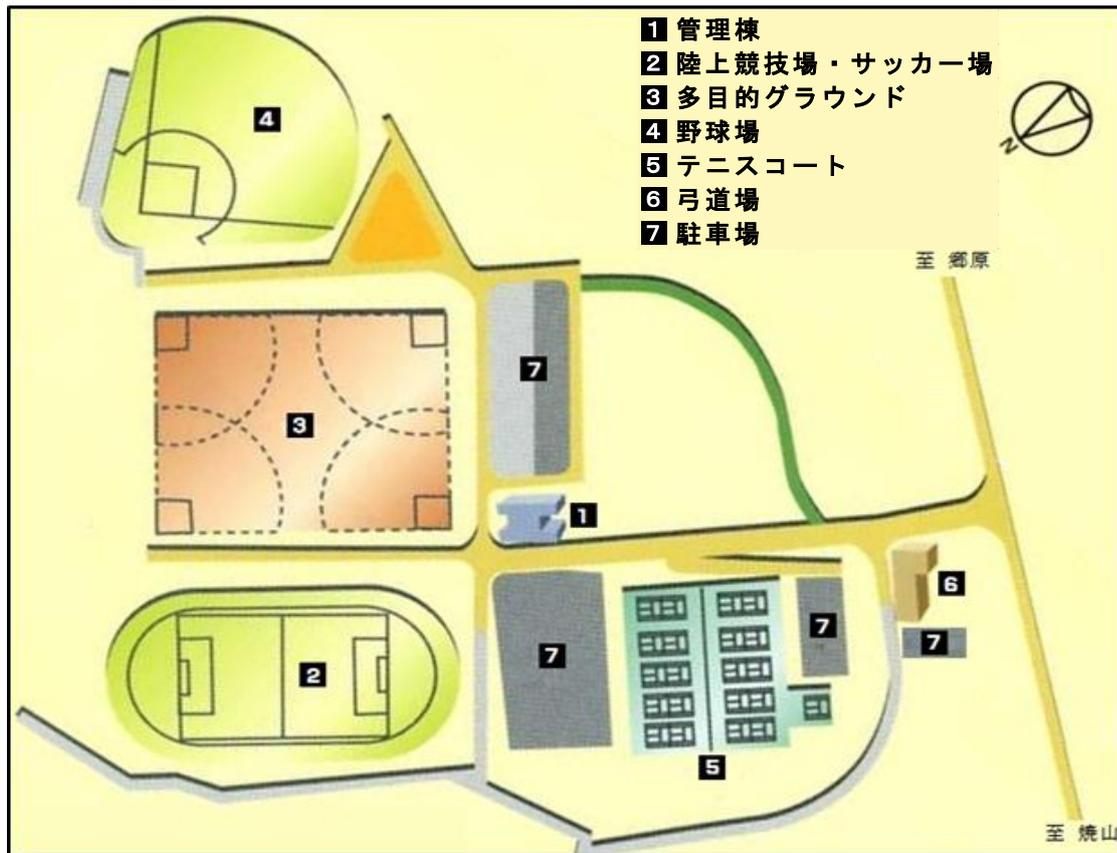
附属施設

- ・管理棟
- ・駐車場

4 位置図



5 施設配置図



6 施行期日

令和7年4月1日